

入札参加者（受注者）の皆様へ

営繕工事における温室効果ガス排出削減については、北海道地球温暖化防止対策条例（平成21年北海道条例第57号）を踏まえ、必要な対応を行っているところですが、より一層の温室効果ガス排出削減を促進するため、次のとおり、温室効果ガス排出削減の取り組みを工事施行成績評定において評価するため、評価項目の明確化を行うこととしましたので、お知らせします。

北 海 道

記

1 評定対象工事

北海道が発注する請負工事のうち、北海道請負工事施行成績評定要領において評定の対象としている営繕工事^(注)に適用する。

注1 施設の新築、改築、増築工事又は改修、改造工事（施設の規模は問わない）

注2 施設の全部又は一部の解体工事（施設の規模は問わない）

2 評定対象とする温室効果ガス排出削減の取り組み

解体工事以外においては(1)～(5)を対象とし、解体工事においては(1)、(3)、(4)を対象とする。

(1) 温室効果ガスの排出の少ない現場運営を行っていると思われる場合

グリーン購入法適合品・北海道認定リサイクル製品・北海道リサイクルブランド製品の積極的な使用
節水・節電の積極的な対策

現場乗り入れ車両の積極的な減車 など

(2) 温室効果ガスの排出の少ない材料・機器類を選定していると思われる場合

省エネ・高効率な機器の積極的な選定

グリーン購入法適合品・北海道認定リサイクル製品・北海道リサイクルブランド製品の積極的な選定

製造時に温室効果ガスの排出が少ない材料・機器の積極的な選定

運搬時に温室効果ガスの排出が少ない材料・機器の積極的な選定

施設運用時に温室効果ガスの排出が少ない材料・機器（盤内配線のEMケーブル使用を除く。）

の積極的な選定 など

(3) 温室効果ガスの排出の少ない工法を選定していると思われる場合

より効率的・合理的な工法の選定 など

(4) 温室効果ガスの排出の少ない施工機材・工具類を使用していると思われる場合

高効率な施工機材・工具類の積極的な使用

低燃費な重機の積極的な使用 など

(5) 温室効果ガスの排出の少ない施設運用方法が提示された場合

より効率的・合理的な施設運用マニュアルの提出された場合 など

3 評定方法等

温室効果ガス排出削減に寄与していることが認められる場合は、工事施行成績評定の考査項目「創意工夫」において、評価を行い加点することとします。

4 その他

温室効果ガス排出削減の取り組みの評価を求める場合は、「工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書」に評定対象とする取り組み内容を記載し提出してください。